（横須賀弾薬整備補給所）同　高橋　正浩
（おやしお）同　戸井雄一郎
（海上幕僚監部）同　新妻　嗣礼
（海上自衛隊幹部学校）同　能條　将史
（海上幕僚監部）同　能勢　毅
（同）同　羽渕　博行
（同）同　降旗　琢丸
（自衛隊横須賀病院）同　松崎　宏治
（しまゆき）同　柳原　誠
（第二五航空隊）同　渡邊浩一郎
一等海佐に昇任させる（各通）
（航空支援集団司令部）二等空佐　一木　秀徳
（航空警務隊）同　大久保正広
（航空幕僚監部）同　小川　康祐
（同）同　兼田　大助
（同）同　金城　兵啓
（第六航空団）同　久保田隆裕
（警戒航空隊）同　近藤　博之
（第七航空団）同　霜田　豊英
（航空幕僚監部）同　白井　亮次
（同）同　杉山　公俊
（北部航空方面隊司令部）同　仙波　浩
（航空自衛隊幹部学校）同　高石景太郎
（航空幕僚監部）同　高草木浩寿
（航空救難団）同　田中　信隆
（自衛隊三沢病院）同　辻本　哲也
（航空幕僚監部）同　中村　泰三
（同）同　藤永　国博
（同）同　松川　昭紀
（航空救難団）同　宮川　知己
（航空幕僚監部）同　吉村　一彦
一等空佐に昇任させる（各通）（以上一月一日）
（海上幕僚監部人事教育部付）
一等海佐　田中　淳
統合幕僚学校教育課第一教官室学校教官を命ずる
（警務隊本部）一等陸佐　**藤田　恵一**
警務隊本部付を命ずる（以上一月七日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事　植村　稔
最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる
最高裁判所図書館長の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する　同　今崎　幸彦
部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる
兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる
千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　齊藤　啓昭
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　家令　和典
千葉地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
千葉簡易裁判所判事に補する（以上一月八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、一月十日午後四時五十八分御出門、東京国立近代美術館六十周年記念特別展「美術にぶるっ！ ベストセレクション 日本近代美術の百年」を御覧のため、東京国立近代美術館（千代田区）へ行幸啓、同五時五十九分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、一月十四日午前九時三十五分御出門、企画展「石に描かれた鳥たち―ジョン・グールドの鳥類図譜」を御覧及び植物工場研究施設を御視察のため、玉川大学（町田市）へ行幸啓、午後六時四十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

遠賀川水系西川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した物件について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成25年1月17日

九州地方整備局長　吉崎

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶1隻
2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日
①　保管した物件の放置されていた場所　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀字新川1377番地先
②　当該物件を除却した日　平成24年11月27日
3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所
①　当該物件の保管を始めた日　平成24年11月27日
②　保管の場所　福岡県遠賀郡遠賀町大字若松字堂塔寺2442番1地先
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　福岡県直方市溝堀1丁目1番1号　国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所占用調整課　電話0949―22―1830

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年一月十七日

一　(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　東京都立大島海洋国際高等学校　関東運輸局長　内波　謙一
(二)　代表者の氏名
（変更前）
橋本　昇
（変更後）
大塚　健一
二　(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　高川　英夫
(二)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
（変更前）
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
（変更後）
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年一月十七日

一　登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社　日本船舶職員養成協会西日本　九州運輸局長　佐藤　尚之
二　登録小型船舶教習実施機関の住所
（変更前）
福岡県福岡市博多区博多駅中央街八番三十六号　博多ビル三階
（変更後）
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号　日本生命博多駅前ビル三階
三　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称　株式会社　日本船舶職員養成協会西日本
四　登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地
（変更前）
福岡県福岡市博多区博多駅中央街八番三十六号　博多ビル三階
（変更後）
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号　日本生命博多駅前ビル三階